

請願第61号

請 願 書

平成30年3月7日

郡山市議会議長

佐藤政喜様

郡山市麓山一丁目1-1
福島県職員退職者会郡山支部
支部長 古川孝雄

紹介議員 蛇石郁子
岡田哲夫
飛田義昭

生活保護基準引き下げの撤回を求める請願

〔請願趣旨〕

生活保護は、国民の生存権とそれを守る国の責務を定めた憲法第25条に基づいて、国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障するための制度です。格差と貧困の拡大により、この制度を必要とする国民が増え続けています。

しかし、2018年度予算案及び国会に提出予定の生活保護法改正案によって、生活保護の生活扶助基準額が18年10月分から段階的に削減され、最大で5%の減額となり、67%の生活保護世帯の受給額が減少します。また、母子加算についても、平均2割削減される予定になっています。

生活保護基準は、最低賃金や地方税の非課税基準、各種社会保険制度の保険料や一部負担金の減免基準、就学援助などの諸制度と連動しており、低所得者層を中心に生活保護を利用していない市民生活全般にも多大な影響を及ぼすことが懸念されます。

今回の見直しは、低所得者の中でも最下位の所得階層と生活保護世帯の消費実態を比較し、生活保護基準を第1・十分位層（所得階層を10に分けた下位10%の階層）の消費水準に合わせるという方法で行われました。しかし、生活保護を利用する資格のある人のうち実際に利用している人が占める割合（補足率）が2割以下といわれている状況において、第1・十分位層の中には、生活保護基準以下の生活をしている人たちが極めて多数含まれています。この層を比較対象とすれば、際限なく基

準を引き下げ続けることになり、「健康で文化的な最低限度の生活」の水準自体を引き下げ、貧困のスパイラルを深めることになりかねません。見直し案を審議した社会保障審議会生活保護基準部会の報告書でも、検証結果を機械的に当てはめると子どもの健全育成のための費用が確保されないおそれがあることや、一般低所得世帯との均衡のみで生活保護基準を捉えていると絶対的な本来あるべき水準を割ってしまう懸念があることに注意を促しています。

よって、国会及び政府は、「健康で文化的な最低限度の生活」を維持し、貧困の連鎖を防ぐため、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるようお願いいたします。

〔請願事項〕

- 1 生活扶助基準の引き下げを撤回すること。最低生活費の算定に当たっては、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する額にすること。
- 2 子どものいる世帯の生活保護基準をこれ以上引き下げないこと。
- 3 生活保護世帯における貧困の連鎖を解消し、同世帯の子どもたちが一般世帯の子どもと比べて特段の制約を受けずに育つことができるようにするために、子どもの貧困問題や貧困の連鎖の観点から生活保護制度のあり方を検討すること。
- 4 年金、年金制度の最低保障機能を高め、高齢者・障がい者の貧困の問題に抜本的な取り組みを行うこと。

請願第62号

請 願 書

平成30年3月7日

郡山市議会議長

佐藤政喜様

郡山市静町25-4

福島県退職教職員協議会郡山支部

代 表 伊左治 満 治

紹介議員 箭 内 好 彦

蛇 石 郁 子

岡 田 哲 夫

飛 田 義 昭

生活保護世帯の子どもたちの大学等への進学に関する意見書提出につ
いての請願

〔請願趣旨〕

生活保護は、国民の生存権とそれを守る国の責務を定めた憲法第25条に基づいて、国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障するための制度です。

今回の見直しで、生活保護世帯の子どもたちの大学等への進学について、入学時の一時金支給などの支援が強化されたことは前進といえます。しかし、大学等に進むと家族から独立したとして、別世帯の扱いとする「世帯分離」の解消は見送られました。

生活保護世帯の子どもが大学等に進学すると、「世帯分離」により、当該子どもにかかる生活扶助費が支給されなくなるだけでなく、住宅扶助費まで減額されることとなります。また、生活保護世帯の子どもが実際に大学等に進学すると、国民健康保険料の納付が義務付けられることになることに加え、家族に頼らずに奨学金やアルバイト収入によって自らの学費や生活費を賄わなければならない、奨学金を借りたとしても、返済の負担が重くのしかかることとなります。一方、アルバイト代など高校生の時の蓄えは受験料や入学金などに用途が制限され、それ以外は収入認定され、その分生活保護費は減額されることになるのが現状です。

このため、進学意欲があっても経済的負担を考えて進学を諦めるケースがあり、

生活保護世帯の子どもの大学等進学率は、2016年度で33.1%（内閣府「子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施状況」。厚生労働省社会・援護局保護課調べ）にとどまり、一般世帯の進学率の半分以下となっています。

一方、2014年1月施行の「子どもの貧困対策推進法」は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、教育の機会均等を図ることを強調しています。また、政府が同年8月に閣議決定した「子供の貧困対策に関する大綱について」では「子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子供の貧困対策は極めて重要である」としています。

つきましては、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるようお願いいたします。

[請願事項]

- 1 1970年に高校進学についての「世帯分離」が廃止されたことに鑑み、生活保護世帯の子どもが大学等に進学することを一層支援するため、大学等に進学する子どもを「世帯分離」して生活保護から外す運用を改めて「世帯内就学」を認め、当該子どもの分の生活保護費を支給すること。
- 2 大学等に就学しながら生活保護を受ける子どものアルバイトや奨学金等の収入のうち、大学等の授業料、教科書・参考書代、通学交通費その他就学に必要な費用については、収入として認定しない取り扱いとすること。

請願第63号

請 願 書

平成30年3月6日

郡山市議会議長
佐藤政喜様

郡山市小原田2-13-15
郡山年金者の会
会 長 遠 藤 孝 子

紹介議員 蛇石郁子
高橋善治
飛田義昭

「若い人も高齢者も安心できる年金制度」を国の責任で創設するための意見書提出の請願

〔請願趣旨〕

厚生労働省は、2013年から今年までの4年間で『特例水準』の解消による2.5%の削減、マクロ経済スライドの発動による0.9%の削減、今年の0.1%の削減と3.5%も年金を目減りさせました。

さらに、少子化と平均余命の伸びを口実にマクロ経済スライドを使って、これから30年余も年金を減額させようとしています。年金はそのほとんどが消費に回りまわります。年金削減は当該自治体の財政にも大きく影響します。

同時にマクロ経済スライドをはじめ、これからも際限なく年金の削減が行われれば、低賃金の非正規雇用で働く若者（将来の年金生活者）にとっても大変深刻な問題となります。

昨年の臨時国会で年金受給資格は25年から10年に短縮され、約64万人の無年金者が年金を受給できるようになりましたが、私たちの当面の要求である毎月支給に関しては、相変わらずかたくなな態度をとり続けています。

マクロ経済スライドの撤回、最低保障年金の実現にも足を踏み出そうとしていません。

こうした事情を打開する一つとして、以下の事項について、地方自治法第99条の

規定により、国に対して、意見書を提出されるようお願いいたします。

〔請願事項〕

- 1 隔月支給の年金を国際基準である毎月支給に改めること。
- 2 「マクロ経済スライド」は廃止すること。
- 3 全額国庫負担の「最低保障年金制度」を早期に創設すること。

請願第64号

請 願 書

平成30年3月7日

郡山市議会議長
佐藤政喜様

郡山市虎丸町7-4
郡山たばこ販売協同組合
理事長 加藤安孝

郡山市菜根三丁目38-4
NPO法人たばこを語る福島の会
理事長 佐藤靖雄

田村市船引町船引字上江172-21
福島県たばこ耕作組合
組合長 大方憲雄

郡山市田村町田母神字馬場96
郡山市葉たばこ振興協議会
会長 有馬善夫

郡山市久留米5-105-3
全たばこ福島県退職者の会
会長 國分晴朗

郡山市安積町笹川字目光池西34-15
JT福寿会
会長 小池一 次

紹介議員 大城宏之
橋本幸一

市公共施設における適正な分煙環境を求める請願書

〔請願趣旨〕

郡山市は、平成29年3月に市職員安全衛生委員会から、市の施設は市民にとって他に代替することができない公共施設であり、多様な利用者への受動喫煙防止の観点から対策を講じるべきなどの理由から、「市公共施設は、原則敷地内禁煙（公用車内も含む）」とするよう提言を受け、市内公共施設の現状調査を行うとともに、市民ネットモニターによるアンケートを実施するなど、今後の対策を検討した結果、受動喫煙による健康被害を防止するため、平成29年8月に「郡山市の公共施設における受動喫煙防止対策指針」を策定し、この指針に基づき、平成29年12月1日から、市役所、行政センターをはじめ、公民館、スポーツ施設、福祉施設、文化施設等全ての市公共施設の敷地内禁煙を実施しています。

このような中、平成29年「郡山市議会12月定例会」においても、市の公共施設における敷地内禁煙について、市政一般質問で取り上げられるなど、「郡山市の公共施設における受動喫煙防止対策指針」は、現在厚生労働省が東京オリンピック・パラリンピックに向け検討している「健康増進法の改正」より一層厳しいものとなっております。健康増進法で「受動喫煙防止対策」には「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な処置を講ずるように努めなければならない」とされており、屋外については該当となっております。市が管轄する全ての公共施設の敷地内の全面禁煙は、路上喫煙を助長し、たばこを吸われない方がさらに不快感を持ち、市の掲げる方針との整合性が保てなくなるだけでなく、国と異なる対応により混乱を招くことが危惧されます。

郡山市にはプロ野球観戦や国内外から多くの観光客の方々が訪れており「きれいなまち郡山」として“おもてなし”の面で既に高く評価されているものと認識しております。

一方、訪れるお客様の中にはたばこを嗜む方もおり、喫煙場所に苦慮している現状が散見されております。

郡山市には32億円（平成28年度実績）のたばこ税が納められており、財政面に貢献していることを踏まえ、喫煙者を一方的に排除することなく、各施設の実情や利用者の声、業態等を考慮し、吸われない方に十分に配慮された分煙環境を求め、以下の事項を請願します。

〔請願事項〕

市公共施設における適正な分煙環境の整備の推進を図ること。

請願第65号

請 願 書

平成30年3月7日

郡山市議会議長
佐藤政喜様

郡山市虎丸町7-7 郡山市労働福祉会館内
日本労働組合総連合会
福島県連合会郡山地区連合会
議 長 安 藤 和 彦

紹介議員 蛇石郁子
岩崎真理子
近内利男
今村剛司
飛田義昭
橋本幸一

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について

〔請願趣旨〕

最低賃金制度は、非正規労働者を含むすべての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされております。

この最低賃金の引き上げについては、2013年に政府が決定した「経済財政運営と改革の基本方針」ならびに「日本再興戦略」において、引き上げの意向が示されるとともに、2016年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においても「毎年年率3%程度を目途とした引き上げにより全国加重平均1000円を目指す」との目標が掲げられています。

最低賃金の引き上げは、全労働者の4割にも達しようとしている非正規労働者の所得の向上に直結し、内需の拡大に寄与することから、日本経済がデフレからの脱却をはかり持続可能な経済の好循環に結び付けるためには、最低賃金の大幅な引き

上げが必要不可欠であります。また、2019年10月に予定されている消費税率の引き上げが、非正規労働者に与える影響を考えた場合、最低賃金が持つセーフティネット機能を維持するためにも物価上昇と消費税率の引き上げ分を考慮した最低賃金額の引き上げが必要となります。併せて、福島県の復興を促進させるうえでも、最低賃金の引き上げにより、一定水準の賃金が確保されることは、県内の労働力の確保や若年層を中心とした労働人口の県外流出に歯止めをかけるうえで非常に重要なこととなります。

現在の福島県最低賃金は、時間額で748円となっておりますが、政府が目指すとしている全国加重平均1000円には程遠い金額であり、その水準は2006年10月発効分から長期に渡り全国で31位と低位にあるなど、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低く、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引き上げが極めて重要な課題となっております。

つきましては、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるようお願いいたします。

[請願事項]

- 1 福島県最低賃金については、政府が掲げる「毎年年率3%程度を目途に引き上げ、全国平均で1000円を目指す」との方針に沿って、相応の引き上げを行うこと。
- 2 福島県の復興促進、労働人口の県外流失に歯止めをかけることを踏まえ、上積み改正をはかること。
- 3 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備すること。
- 4 一般労働者の賃金引き上げ時期を踏まえ、福島県最低賃金の改定諮問時期を可能な限り早め早期の発効に努めること。